

# チャリティーボックス 設置にご協力ください



日本赤十字社は、国内外での災害救護活動や国際救援活動をはじめ、救急法等の講習普及、ボランティア活動の推進や青少年赤十字の活動支援など、大切な「いのち」を救う活動を行っています。

これらの活動は、皆さまからお寄せいただく**活動資金**によって支えられています。

**あなたの会社で、お店で、赤十字の「救う」活動を支えるチャリティーボックスを設置しませんか？**

皆さまのご支援で例えば…

**3,000円**で

災害時に避難所で必要となる救援物資を配付できます



**10,000円**で

赤十字と共に災害救護を行う救護ボランティアを1名養成できます



小さなスペースからはじめる、「救う」を支える社会貢献



(背面)



(正面)



(側面)

＜ボックスの仕様＞

縦 16.0cm  
横 11.0cm  
奥行き 13.5cm  
固定用ワイヤー  
南京錠付



※義援金の募集用のチャリティーボックス貸し出しは行っておりません。

継続的なご支援が安定した活動、より充実した備えに繋がります。

**赤十字活動資金にご協力ください。**

設置の  
ご相談・  
お問合せ

 **日本赤十字社** 東京都支部  
Japanese Red Cross Society

○法人・団体での設置  
…振興課 03-5273-6743  
○地域赤十字奉仕団での設置  
…地域推進課 03-5273-6742

〔 平日9:00  
～17:30 〕

# 赤十字チャリティーボックス設置の流れ



## 申込書の提出

チャリティーボックス取扱要領をご参照のうえ、「チャリティーボックス設置申込書」にご記入・ご捺印いただき、日本赤十字社東京都支部までお送りください。

## ボックスの送付

お送りいただいた「チャリティーボックス設置申込書」を確認し、設置申込書（写し）とチャリティーボックスを送付いたします。

## 送金

原則、年1回（1月頃）専用の振込用紙を送付いたしますので、お振込みをお願いいたします。

※イベントでの設置の場合は、終了後速やかに送金とボックスの返却をお願いいたします。

## 領収証の送付

入金を確認後、領収証をお送りいたします。

※チャリティーボックスは、設置者と日本赤十字社東京都支部による協議のうえ、いつでも廃止することができます。

廃止する場合は、日本赤十字社東京都支部までご連絡をお願いいたします。

※チャリティーボックスは「赤十字活動資金」用です。国内義援金募集用のチャリティーボックスの貸し出しは行っておりません。

**あなたの会社で、お店で、赤十字の「救う」活動を支える  
チャリティーボックスを設置しませんか？**

## 設置のご相談・お問合せ



日本赤十字社 東京都支部  
Japanese Red Cross Society

〒169-8540 東京都新宿区大久保1丁目2番地15号

○法人・団体での設置 …振興課 03-5273-6743  
○地域赤十字奉仕団での設置 …地域推進課 03-5273-6742  
(平日9:00~17:30)

# 日本赤十字社東京都支部チャリティーボックス取扱要領

## 1 設置申し込みについて

チャリティーボックス事業の趣旨をご理解いただいたうえで、「チャリティーボックス設置申込書」を記入していただき、日本赤十字社東京都支部(以下、「東京都支部」という。)までお送りください。

## 2 チャリティーボックスの送付について

上記申込書が東京都支部に届き次第、確認させていただき、設置申込書(写)、チャリティーボックス(以下、「ボックス」という。)をお送りいたします。

## 3 ボックスの管理について

ボックスの管理は、設置者および設置場所のご担当者をお願いいたします。保管・安全には十分ご留意願います。設置申込書記載の内容変更(名称、所在地等)、ボックスの破損等の場合は、東京都支部までご連絡をお願いいたします。

## 4 金員の定期送金について

送金につきましては、年1回(1月)に送金依頼書と専用の振込用紙(手数料無料)を送付させていただきますので、金員の多少にかかわらず、郵便振替にて当支部口座にお振込をお願いいたします。

但し、イベント会場にあっては、終了後速やかに送金とボックスの返却をお願いいたします。  
なお、振込用紙通信欄に「チャリティーボックス寄付金」を明記願います。

## 5 領収証等の発行について

入金確認後、設置者に領収証または入金確認書をお送りします。

## 6 廃止について

設置者と東京都支部による協議のうえ、いつでもボックスを廃止することができます。

また、設置後1年以上送金がない場合は、設置について協議をさせていただく場合がございますので、ご了承くださいるようお願いいたします。

なお、廃止が決定した場合は、速やかにボックスを東京都支部宛お送り下さい。

## 7 その他

この要領に定めのないものは、別途協議させていただきます。

## 8 問い合わせ先

〒169-8540 東京都新宿区大久保1-2-15 日本赤十字社東京都支部  
法人及び団体での設置 : 振興課 03-5273-6743  
地域赤十字奉仕団での設置 : 地域推進課 03-5273-6742

## (付則)

この要領は、平成30年4月1日(東支振第87号)から施行する。

この要領は、令和2年10月1日(東支振第177号)から施行する。

# 日本赤十字社東京都支部チャリティーボックス設置申込書

1. 設置区分	<input type="checkbox"/> 常設用 <input type="checkbox"/> イベント用（イベント名： _____）		
2. 設置期間	_____年 _____月 _____日（ ）～ _____年 _____月 _____日（ ）		
3. 設置個数	_____個		
4. 設置場所 <small>※設置場所が複数の場合、別途設置場所一覧を添付ください。</small>	設置場所名称	_____	
	住所	〒 _____	
	ご担当者名	_____	
	部署名	_____	
	電話番号	_____	
5. 設置申込者	申込者名	_____ 印	
	住所	〒 _____	
	ご担当者名	_____	
	部署名	_____	
	電話番号	_____	
6. その他	※特記事項がある場合はご記入ください。		

## 【お問い合わせ・申込書送付先】

日本赤十字社東京都支部

〒169-8540 東京都新宿区大久保1-2-15

○法人・団体での設置 …振興課 03-5273-6743

○地域赤十字奉仕団での設置 …地域推進課 03-5273-6742  
(平日9:00～17:30)

日本赤十字社東京都支部記入欄			
管理番号	_____		
貸出日	_____	担当	_____
返却日	_____	担当	_____